二　吉野川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件　八　一六　10　一七
三　飛行制限区域を定める告示　九　一七　四
四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式指定をした件　九　一七　七
五　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　九　一七　七
六　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　一〇　一七　七
七　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一〇　一七　七
八　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　一三　一七　一
九　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件　一三　一七　二
一〇　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　一三　一七　三
一一　建築基準法の規定に基づく性能評価機関の指定等をした件　一四　一七　七
一二　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一六　一七　六
一三　運輸審議会件名表に登載された件　一六　一〇　一〇
一四　現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準及び建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示　一六　一〇　一二
一五　自動車の型式を指定した件　一六　一〇　一四

四九　運輸審議会から答申があった件　一六　一〇　一七
五〇　高速自動車国道に関する件　二〇　九
五一　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　二〇　九
五二　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二一　七
五三　直轄地すべり防止工事を施行する件　二三　七
五四　進入管制区を指定する告示の一部を改正する件　二三　一六　四〇
五五　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二三　一六　四六
五六　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二三　一六　四九
五七　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方航空局長に委任した件の一部を改正する件　二三　一六　四九
五八　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　二三　一六　五〇
六〇　紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二三　一六　五一
六一　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二三　一六　五一
六二　航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部を改正する件　二三　一六　五二
六三　航空路の指定に関する告示の一部を改正する件　二三　一六　五三
六四　航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件　二三　一六　五三
六五　住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件　二七　六
六六　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件　二八　二〇　一八
六七　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二八　二〇　五二
六八　指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　二八　二〇　五二
六九　自動車の装置の型式を指定した件　二八　二〇　五二
七〇　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示　三〇　二二　二五
七一　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　三一　七
七二　平成十五年国土交通省告示第百九十四号の一部を改正する件　三一　七
七三　平成二十六年国土交通省告示第千百八十三号の一部を改正する件　三一　二四　一七
七四　昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を改正する件　三一　二四　一八
七五　昭和五十四年建設省告示第七百六十八号の一部を改正する件　三一　二四　一九

一　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一六　六
〇海上保安庁
二　航路標識に関する件　二三　一六　五五
〇環境省
一　国民保養温泉地の地域の指定を取り消す件　一〇　八
二　水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　一〇　六　一五
三　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　一〇　六　一六
〇防衛省
一　海上における射撃訓練を実施する件　一三　一〇
二　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一七　五
三　海上における射撃訓練を実施する件　二四　六
一一　〃　二七　六
一一〇　海上における射撃訓練等を実施する件　二七　七
一一一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八
一一二　生活保護法第五十五条の三第二号の規定に基づく指定医療機関に関する告示　二三　七
〇東北地方整備局
一　道路に関する件　二〇　九
二　都市計画に関する件　二一　八
三　道路に関する件　二四　六
四　危険物を積載する車両の水底トンネルに類するトンネルの通行を禁止又は制限する件　二九　五
〇関東信越厚生局
一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八
〇関東地方整備局
一　海上における射撃訓練等を実施する件　二七　七
二　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八
一一三　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一七　五
一一四　海上における射撃訓練を実施する件　二四　六
一一五　海上における射撃訓練を実施する件　二七　六
一一六　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　七
一一七　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八
一一八　〃　二七　六
一一九　海上における射撃訓練を実施する件　二七　七
一二〇　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八
一二一　海上における射撃訓練を実施する件　二七　七
一二二　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八
一二三　海上における射撃訓練を実施する件　二七　七
一二四　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八
一二五　海上における射撃訓練を実施する件　二七　七
一二六　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二七　八